

## 岡山市物品製造請負最低制限価格の設定に関する要綱

令和 8 年 3 月 1 1 日財政局長決裁

令和 8 年 1 0 月 1 日適用

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、岡山市における物品の製造の請負（以下「物品製造請負」という。）の契約に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項及び令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する令第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許容価格 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 3 項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (2) 税抜き許容価格 許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。

### (対象物件)

第 3 条 最低制限価格設定の対象となる物品製造請負の物件は、岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 2 1 年市規則第 1 1 2 号）の規定が適用される調達契約以外のものとする。

### (最低制限価格の決定方法)

第 4 条 最低制限価格は、税抜き許容価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出された最低制限価格に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。ただし、公告等（岡山市契約規則（平成元年市規則第 6 3 号。以下「規則」という。）第 5 条に規定する公告又は第 2 0 条第 2 項に規定する通知をいう。以下同じ。）で入札書に小数点以下の金額の記載を認める場合において、当該公告等で指定する小数点以下の位未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、前 2 項の規定により最低制限価格を決定したときは、規則第 1 1 条の規定により、当該価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に備えるものとする。

る。

附 則（令和８年３月１１日財政局長決裁）

この要綱は，令和８年１０月１日以後に公告等する物品製造請負から適用する。